

第 19 回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	2
2 議 題	2
(1)議事録署名委員の決定について	2
(2)農地法第3条の規定による許可処分の取消について	2
議案第1号	2
(3)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	4
議案第2号	4
議案第3号から議案第6号	4
議案第7号	6
議案第8号及び議案第9号	7
議案第10号	8
議案第11号及び議案第12号	8
(4)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	10
議案第13号	10
議案第14号	10
議案第15号	11
議案第16号	13
(5)非農地証明について	14
議案第17号	14
議案第18号	14
(6)非農地通知について	15
議案第19号	15
(7)農地利用集積計画に係る意見決定について（農地バンク関係）	16
議案第20号から議案第23号及び議案第25号から議案第36号	16
議案第24号	17
議事件（8）農用地利用集積計画に係る意見決定について	17
議案第37号、議案第38号、議案第41号、議案第42号、議案第75号から 議案第206号	17
議案第39号及び議案第40号	18
議案第43号から議案第74号	19
その他	19
3 閉 会	20

日 時 令和6年12月20日（金）15時00分
場 所 第一委員会室

○ 出席者

会長 1 5 番 渡邊 浩正
会員 1 番 関 光博
3 番 佐藤 栄一
7 番 中山 敏克
9 番 桑原 雅子
1 2 番 渡辺 正明

2 番 揚石 明
6 番 福田 一紀
8 番 大野 文子
1 0 番 塚原 信一
1 4 番 石塚 英好

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本日は13番 手塚 みち子委員から欠席届の提出がありましたので、本総会の出席委員は12名となります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、ただいまから第19回矢板市農業委員会総会を開催します。

(15:00)

2 議 題

(1) 議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

(議長一任)

それでは、議長より指名いたします。11番 町野 位夫委員、14番 石塚 英好委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

(なし)

ありがとうございます。

(2) 農地法第3条の規定による許可処分の取消について

○議長 付議事件(2)農地法第3条の規定による許可処分の取消についての議案第1号及び付議事件(3)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についての議案第2号について関連がありますので、一括で議題に供します。

議案第1号

○議長 議案第1号及び議案第2号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

本件については、譲受人を事業計画者の子息にするところを誤って事業計画者本人としてしまったため、取消を行うものです。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班 2班 班長、11番 町野 位夫委員にお願いします。

○町野 位夫委員 本日、午前9時から、委員3名、事務局1名の計4名で、農地法第3条取消1件、同法3条11件、同法第5条4件、非農地証明2件、非農地通知1件の合計19件の現地調査を実施いたしました。

詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方の御審議をよろしく願います。

○議長 はい。ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第1号の現地調査の詳細な報告を、10番 塚原 信一委員に願います。

○塚原 信一委員（申請地位置説明）

本件については、事務局からの説明のとおり、譲受人を子息に変更したいというものです。申請地は、現在耕作されており、場所としても何ら問題ないものと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 本件は1年ぐらい前に許可したのですが、所有権移転をしたことを取り消して、改めて許可を取ると伺っていますが、移転登記はしているのですか。

○事務局 移転登記はまだしていません。

○佐藤 栄一委員 了解しました。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(3)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

議案第2号

○議長 続きまして、議案第2号について、現地調査の詳細な報告を、10番 塚原 信一委員にお願いします。

○塚原 信一委員 (申請地位置説明)

申請地は、現在耕作されており、場所としても何ら問題ないものと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第3号から議案第6号

○議長 続きまして、議案第3号から議案第6号について、関連がありますので、事務局で一括の説明をお願いします。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に議案第3号から議案第6号の現地調査の詳細な報告を、3番 佐藤 栄一委員にお願いします。

○佐藤 栄一委員（申請地位置説明）

現在耕作している方が、地主さんから買うために申請したのになります。いずれの土地も田んぼとして耕作されている土地でした。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

○議長 続きまして、議案第4号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

○議長 続きまして、議案第5号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

○議長 続きまして、議案第6号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第7号

○議長 続きまして、議案第7号について、事務局での説明をお願いします。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に議案第7号の現地調査の詳細な報告を、11番 町野 位夫委員にお願いします。

○町野 位夫委員 (申請地位置説明)

現地は草刈りなど管理されており、植木なども植えられていました。申請者は現在矢板市に住民票を移していませんが、今後移す予定と伺っています。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 それでは、議案第7号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 8 号及び議案第 9 号

○議長 続きまして、議案第 8 号及び議案第 9 号について、関連がありますので、事務局で一括の説明をお願いします。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に議案第 8 号及び議案第 9 号の現地調査の詳細な報告を、11 番 町野位夫委員をお願いします。

○町野 位夫委員（申請地位置説明）

譲受人は申請地の近隣に住んでいますので、致し方ないものと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 それでは、議案第 8 号及び議案第 9 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○大野 文子委員 譲受人は取得した土地で何を育成する予定ですか。

○事務局 家庭菜園として白菜やホウレン草などを育てていく予定と伺っています。

○大野 文子委員 了解しました。

○議長 ほかに質問は無いようですので、これより採決いたします。

議案第 8 号及び議案第 9 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 10 号

○議長 続きまして、議案第 10 号について、事務局での説明をお願いします。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に議案第 10 号の現地調査の詳細な報告を、10 番 塚原 信一委員にお願いします。

○塚原 信一委員（申請地位置説明）

現地は譲受人が隣接しており、畑として利用されています。何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 それでは、議案第 10 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第 10 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 11 号及び議案第 12 号

○議長 続きまして、議案第 11 号及び議案第 12 号、付議事件（4）農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定についての議案第 13 号について関連がありますので、事務局の説明を一括でお願いします。

○事務局長（事務局説明）

議案第 11 号については、営農型太陽光発電設備を設置するための賃借権を所有者の方から設定する案件であり、議案第 12 号については、区分地上権を設定する案件になります。また、営農型太陽光発電設備の足の部分は農

地転用することになりますので、3つの議案がまとまっていることになります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に議案第11号から議案第12号の現地調査の詳細な報告を、3番 佐藤栄一委員にお願いします。

○佐藤 栄一委員（申請地位置説明）

現地は農振農用地であるため、農地転用はできない場所になりますが、営農型太陽光発電設備を設置し、農地として耕作を続けるとのことで、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 それでは、議案第11号から議案第12号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○揚石 明委員 申請地は今後も耕作を続けていくとのことですが、誰が耕作するのでしょうか。

○事務局 現耕作者が耕作すると伺っています。

○揚石 明委員 了解しました。

○大野 文子委員 今後は太陽光発電設備の下でお米を育てるとのことですが、太陽光発電施設はどのくらいの高さなのでしょう。

○事務局 太陽光パネル下の高さは3メートルと伺っています。

○大野 文子委員 了解しました。

○議長 他に質問が無いようですので、これより採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

○議長 それでは、議案第 12 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について

議案第 13 号

○議長 次に議案第 13 号の現地調査の詳細な報告を、3 番 佐藤 栄一委員にお願いします。

○佐藤 栄一委員 (申請地位置説明)

現地は農振農用地であるため、農地転用はできない場所になりますが、営農型太陽光発電設備を設置することによって、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 それでは、議案第 13 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 質問が無いようですので、これより採決いたします。

○議長 それでは、議案第 13 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 14 号

○議長 続きまして、議案第 14 号についての説明を事務局からお願いします。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第 14 号の現地調査の詳細な報告を、10 番 塚原 信一委員に
お願いします。

○塚原 信一委員（申請地位置説明）

申請地は議案第 10 号で説明しましたとおりですが、譲受人は一般住宅を
建築することで何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしく
お願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 15 号について、
質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第 14 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいた
します。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 15 号

○議長 続きまして、議案第 15 号についての説明を事務局からお願いします。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第 15 号の現地調査の詳細な報告を、11 番 町野 位夫委員に
お願いします。

○町野 位夫委員（申請地位置説明）

申請地は 2 枚の田んぼになります。東側の細い田んぼは申請のとおりで
よいと思われませんが、西側の田んぼには現在砂利が敷かれている状況であ
り、車が 1 台駐車していました。この状態で許可を出すのは不適切かと思い

ますが、皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 15 号について、
質疑意見等を求めます。ございませんか。

○揚石 明委員 どなたが申請地に砂利を敷いたのでしょうか。

○町野 位夫委員 私は分かりませんが、近隣に住んでいる石塚 英好委員が
詳しいと思われます。

○石塚 英好委員 去年に近くの会社が砂利を敷いたものと考えられます。

○議長 今後太陽光発電施設を設置するときに砂利を除いて土の状態にすれば
よいのか、始末書を出してもらえば済む話なのか。どうでしょうか。

○佐藤 栄一委員 本日、一緒に現地確認をしてまいりましたが、申請地は第
2 種農地であることから、積極的に保護すべき農地という点を考慮した方が
よいと思います。原則的には原状回復が必要だと思いますが、水田に戻させ
る対応まで求めるのはいかななものかと思います。

○揚石 明委員 太陽光発電設備を設置することにおいて問題ないと思われ
ますが、手順があると思います。佐藤 栄一委員の意見のように始末書など
を提出していただければ、構わないと思われます。

○議長 今後このようなことがあってはならないですが、随分前に砂利を敷い
ていたことでもあるため、始末書を提出いただくことでよろしいですか。

(異議なしの声)

○議長 それでは、議案第 15 号について、原案のとおり決定してよろしいか、
お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 16 号

○議長 ここで、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、11 番 町野 位夫委員の退室を求めます。

(町野 位夫委員 退室)

○議長 続きまして、議案第 16 号についての説明を事務局からお願いします。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第 16 号の現地調査の詳細な報告を、10 番 塚原 信一委員にお願いします。

○塚原 信一委員 (申請地位置説明)

本件は鉄塔撤去工事のための工事用地として一時転用となります。工事期間は令和 7 年 4 月までとなっており、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 16 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第 16 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 16 号が終了しましたので、11 番 町野 位夫委員の入室を求めます。

(町野 位夫委員 入室)

(5) 非農地証明について

○議長 続いて、付議事件(5) 非農地証明について議題に供します。

議案第 17 号

○議長 それでは、議案第 17 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第 17 号の現地調査の詳細な報告を、10 番 塚原 信一委員
にお願いします。

○塚原 信一委員(申請地位置説明)

申請地は、第 16 回農業委員会総会の議案第 12 号で挙げられた農地に隣接
するところになります。現地確認した結果、特に問題ないと思われますので、
皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 17 号について、
質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第 17 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたし
ます。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 18 号

○議長 それでは、議案第 18 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第 18 号の現地調査の詳細な報告を、3 番 佐藤 栄一委

員にお願いします。

○佐藤 栄一委員（申請地位置説明）

申請地は、第 12 回農業委員会総会の議案第 7 号で挙げられた農地になります。当時は農振農用地であったことから、取り下げたものですが、農振農用地からの除外が完了して、今回の申請に至ったものです。現地確認した結果、特に問題ないと思われますので、皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 17 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第 18 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

（6）非農地通知について

○議長 続いて、付議事件（6）非農地通知について議題に供します。

議案第 19 号

○議長 それでは、議案第 19 号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第 19 号の現地調査の詳細な報告を、11 番 町野 位夫委員にお願いします。

○町野 位夫委員（申請地位置説明）

本件は、農作物を作るにあたって立木の影響から日当たりが悪く、長年農地として利用していなかったとのことです。非農地通知とすることについて、致

し方ないと思われますので、皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 19 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第 19 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(7) 農地利用集積計画に係る意見決定について (農地バンク関係)

○議長 続いて、付議事件 (7) 農地利用集積計画に係る意見決定について (農地バンク関係) 議題に供します。

議案第 20 号から議案第 23 号及び議案第 25 号から議案第 36 号

○議長 それでは、議案第 20 号から議案第 23 号及び議案第 25 号から議案第 36 号について、継続案件となりますので、事務局で一括での説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 それでは、議案第 20 号から議案第 23 号及び議案第 25 号から議案第 36 号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決します。

議案第 20 号から議案第 23 号及び議案第 25 号から議案第 36 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第 24 号

○議長 それでは、議案第 24 号の新規案件について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 それでは、議案第 24 号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決します。

議案第 20 号から議案第 23 号及び議案第 25 号から議案第 36 号について、
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議事件（8）農用地利用集積計画に係る意見決定について

○議長 続いて、付議事件（8）農用地利用集積計画に係る意見決定について
議題に供します。

議案第 37 号、議案第 38 号、議案第 41 号、議案第 42 号、議案第 75 号から議案第 206 号

○議長 それでは、継続案件となる議案第 37 号、議案第 38 号、議案第 41 号、
議案第 42 号、議案第 75 号から議案第 206 号について、事務局の説明を求め
ます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 それでは、議案第 37 号、議案第 38 号、議案第 41 号、議案第 42 号、
議案第 75 号から議案第 206 号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決します。

議案第 37 号、議案第 38 号、議案第 41 号、議案第 42 号、議案第 75 号か
ら議案第 206 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたし
ます。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第 39 号及び議案第 40 号

○議長 ここで、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、私は退室することとなります。

つきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定により、職務代理者に議長代理をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしとの声がありましたので、職務代理者は議長席にお願いいたします。(議長 退室)

○議長代理 議長を交替いたしましたので、議事を進めてまいります。

それでは、議案第 39 号及び議案第 40 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長代理 それでは、議案第 39 号及び議案第 40 号について、質疑意見等を求めます。

○議長代理 無いようですので、これより採決します。

議案第 39 号及び議案第 40 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

○議長代理 議案第 39 号及び議案第 40 号が終了しましたので、渡邊 浩正 議長の入室を求めます。(議長 入室)

議案第 43 号から議案第 74 号

○議長 それでは、新規案件となる議案第 43 号から議案第 74 号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 それでは、議案第 43 号から議案第 74 号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決します。

議案第 43 号から議案第 74 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

その他

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

農業委員及び農地利用最適化推進員と合同の新年会を令和 7 年 1 月 20 日に実施することを報告した。

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、第 19 回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和 6 年 12 月 20 日

議長	渡邊 浩正
議事録署名員	石塚 英好
議事録署名員	町野 位夫

